

## 「横浜を発展させる集い」に関する対応について

### 1 調査委員会の設置及び概要

#### (1) 目的

「横浜を発展させる集い」等の政治資金パーティーに関し、安全管理局及び横浜市消防団が関わった実態を調査し、不適切な行為の再発防止を図る。

#### (2) 設置日時

平成19年12月6日（木）

#### (3) 委員会の組織(今回の事案には関わりのない職員から構成)

- ア 委員長 危機管理担当理事
- イ 副委員長 予防部長
- ウ 委員 局の課長

#### (4) 委員会の調査内容

- ア 政治資金パーティーへの職員の関与
- イ 政治資金パーティーに対する消防団会計の関わりの実態

### 2 調査の進捗状況

#### (1) 委員会開催日時

|     |       |           |               |
|-----|-------|-----------|---------------|
| 第1回 | 調査委員会 | 12月7日（金）  | 調査方針の検討、確認    |
| 第2回 | 〃     | 12月9日（日）  | ヒアリングの項目出し    |
| 第3回 | 〃     | 12月11日（火） | ヒアリングの調整      |
| 第4回 | 〃     | 12月12日（水） | ヒアリング結果の突き合わせ |
| 第5回 | 〃     | 12月13日（木） | 〃             |
| 第6回 | 〃     | 12月14日（金） | 〃             |

なお、調査は連日実施しています。

#### (2) 調査方法及び対象

##### ア ヒアリングによる担当者の調査

- ・当時の消防局関係職員（退職者を含む）…局長、総務部長、総務課長、総務課消防団係長及び係員
- ・現在の消防署関係職員…署長、副署長、庶務課長、庶務係長、庶務課消防団担当
- ・当時の消防団関係団員…消防団長会会長、同副会長

##### イ 文書照会による担当者の調査

- ・当時の消防署関係職員（退職者を含む）…当時の署長、副署長、庶務課長、庶務係長、庶務課消防団担当

##### ウ 書類調査

- ・当時の消防局及び消防署関係書類

### 3 今後の対応とスケジュール

- ・年内には、最終報告をとりまとめ、速やかに公表をする予定です。
- ・調査結果に基づき、必要な処分を検討します。

「横浜を発展させる集い」に関する調査委員会設置要綱

制定 平成 19 年 12 月 6 日

(目的)

第 1 条 調査委員会（以下「委員会」という。）は、「横浜を発展させる集い」等の政治資金パーティーに関し、安全管理局及び横浜市消防団が関与した実態を調査し、不適切な行為の再発防止を図ることを目的として設置する。

(組織)

第 2 条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、危機管理担当理事をもって充てる。

3 副委員長は、予防部長をもって充てる。

4 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 人事課長、施設課長、査察課長、警防課長、計画課長及び教育課長

(2) その他委員長が指名する者

(委員長)

第 3 条 委員長は、委員会を代表し、委員会の事務を総理する。

2 委員長が不在の時は、副委員長がその職務を代理する。

(調査内容等)

第 4 条 委員会の調査内容及び調査方法等は、別紙のとおりとする。

(調査結果の報告)

第 5 条 委員会は、調査結果及び再発防止等を取りまとめ、安全管理局長に報告する。

(庶務)

第 6 条 委員会に関する庶務は、人事課において処理する。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 12 月 6 日から施行する。